入　札　公　告

次のとおり条件付一般競争入札に付します。

平成２９年６月２６日
（契約責任者）西日本高速道路株式会社　九州支社
支社長　北田　正彦

１．工事概要

（１）工事名　　九州自動車道　古賀ＳＡ他４箇所休憩施設混雑情報提供設備工事
（電子入札対象）

（２）工事場所　　九州自動車道
自）福岡県北九州市八幡西区金剛
至）佐賀県鳥栖市幡崎町

（３）工事内容　　本工事は、古賀ＳＡ他４箇所の駐車場渋滞緩和対策として近隣の休憩施設への交通分散化を行うため、休憩施設混雑状況情報設備の新設を行うものであり、これに伴う機器製作及び試験調整等一切の工事を行うものである。

（４）工事概算数量　　情報提供設備　約１０面
監視カメラ　　約５０台

（５）工期　　契約締結日の翌日から４２０日間

（６）本工事は資料の提出、入札等を電子入札システムで行う電子入札対象工事である。なお、電子入札によりがたい者は、契約責任者に届出を行い、紙入札方式によることができる。

（７）本工事は、「企業の基礎的な技術力」、「企業の高度な技術力」及び「企業の信頼性・社会性」として、企業及び配置予定技術者の能力、技術提案、社会貢献度その他の技術的要素（以下「技術提案」という。）について記述した確認資料の提出を求め、入札価格とその他の技術的要素を総合的に評価した結果、西日本高速道路株式会社にとって最も有利な入札者を落札者とする総合評価落札方式の工事である。

（８）本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

（９）本工事は、すべての入札参加者から工事費内訳書の提出を求める工事である。

（１０）紙入札方式の場合（９）の工事費内訳書は原則として電磁的記録媒体（ＣＤ－Ｒ）で提出するものとする。ただし、電磁的記録媒体での提出ができない場合は、紙の工事費内訳書を提出するものとする。

（１１）本工事は、入札前価格見積方式の対象工事である。

入札前価格見積方式とは、金抜設計書の摘要欄に「見積対象」と記載した項目について、この工事の入札に参加を希望する者から競争参加資格等確認申請と併せて見積書の提出を求め、見積書提出後、西日本高速道路株式会社にて、見積書に記載された内容が、設計図書の性能・機能や施工条件等を満たす条件で算定されたものであるか、適正な算出方法により算定されたものであるかについて審査を行い、必要に応じ入札者と見積書の内容の確認（以下「技術確認」

という。）を行い、その結果に基づき、最も適正な価格であると認めた価格を活用して契約制限価格の設定を行う方式をいう。

２．競争参加資格

当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、契約責任者による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

（１）西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成１７年細則第７号）第６条の規定に該当しない者であること。

（２）開札時に、平成２９・３０年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち、「交通情報設備工事」の資格を有している者（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。

（３）入札公告の前年度から起算した過去２年間（平成２７年度及び平成２８年度）における当該工種の工事成績の平均点が２年連続で６５点未満でないこと。

（４）施工実績

平成１４年度以降に元請けとして完成･引渡しが完了した次の同種工事の施工実績を有すること。ただし、施工実績は西日本高速道路株式会社が発注し、完成･引渡しが完了した工事（旧日本道路公団が発注し、平成１４年度以降に完成・引渡しが完了した工事を含む。）である場合にあっては、評定点合計が６５点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成１２年法律第１２７号）第２条第１項の政令で定める法人（以下「他の機関」という。）が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために他の機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。なお、同種工事の項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が２０％以上の場合のものに限る。）

同種工事（下記ａ）及びｂ）を必要とする。）

ａ）遠方の中央監視制御設備から、ＩＰ又はＨＤＬＣの伝送手順による制御監視が可能な、道路、鉄道、空港又は河川等の公共的施設として設置されたＬＥＤを用いた可変式の屋外表示設備の設置を実施した工事

ｂ）各高速道路会社が管理する道路、道路法に規定する自動車専用道路の本線車線規制（ランプ規制、路肩規制を除く）の交通規制の施工実績を有すること。

（５）配置予定の技術者等

次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。なお、現場代理人を常駐する期間及び主任技術者又は監理技術者を専任で配置する期間は、工事現場が稼働（準備工事含む）している期間とする。

また、電気通信工事共通仕様書「１．１２．１着工日」については、「契約締結後３０日以内」を「契約締結後６０日以内」に改めるものとし、工期開始の日から着工日までの期間は専

任を要しないものとする。

① 専任の主任技術者又は監理技術者が、当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る技術資格者又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

② 現場代理人、主任技術者又は監理技術者が、平成１４年度以降に下記の同種工事の経験を有する者であること。

同種工事

遠方の中央監視制御設備から、ＩＰ又はＨＤＬＣの伝送手順による制御監視が可能な、道路、鉄道、空港又は河川等の公共的施設として設置されたＬＥＤを用いた可変式の屋外表示設備について、機器の設置及び試験調整を実施した工事

③ 専任の主任技術者又は監理技術者を配置する場合にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、確認資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

④ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

（６）主要設定予定機器等評価

① 主要機器の製造予定業者が以下の同種機器について平成１４年度以降に納入実績を有すること。

主要機器

交通情報設備

同種機器

遠方の中央監視制御設備からＩＰ又はＨＤＬＣの伝送手順による制御監視が可能な、道路、鉄道、空港又は河川等の公共施設として設置されたＬＥＤを用いた可変式の屋外表示設備を自ら又は他者を通じた納入実績を有すること。

② 主要機器の故障、システム障害等において、西日本高速道路株式会社からの連絡を２４時間体制で受け、迅速な修理及び復旧に必要な技術的助言、必要部品の手配等の支援を行う保守支援体制を有すること。

（７）競争参加資格確認申請書及び確認資料（以下「申請書等」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、「西日本高速道路株式会社指名停止等事務処理要領（平成１７年要領第９６号）」に基づき、「地域４」において、指名停止を受けていないこと。

（８）上記１．に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

（９）警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

（１０）入札前価格見積方式に関する見積書が提出されていること。

３．総合評価に関する事項

（１）落札者の決定方法

入札参加者は、「入札価格」並びに「企業の基礎的な技術力」、「企業の高度な技術力」及び「企業の信頼性・社会性」に係る技術的要素でもって契約の申込みを行い、入札価格が契約制限価格の範囲内である者のうち、（２）総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」

という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、契約制限価格の範囲で発注者が定める最低限の要求要件を満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

（２）総合評価の方法

１）技術評価点の最高点を２３点とする。

なお、次の場合、次の付加点を付与するものとする。

イ）技術評価点１位の者が２者以上の場合

技術提案または施工計画の評価結果及び質的内容に着目の上で優劣を判断し、最も優位な１者に対し０．５点

ロ）技術評価点１位の者と２位の者との差が０．５点未満の場合

１位の者に対し２位の者との技術評価点の差が０．５点となる点数

２）技術評価点は、あらかじめ定めた技術評価基準に基づいて、技術提案を次の評価項目ごとに評価して得られた数値を合算することにより算出する。

イ）企業の基礎的な技術力

①　企業の施工能力

・工事成績

・優良工事表彰

・契約後ＶＥ提案実績

・安全管理に関すること

②　配置予定技術者の能力及び配置

・主任(監理)技術者の保有資格

・主任(監理)技術者の同種工事の施工実績及び工事成績

・研修・講習会による安全管理の取組み

③　施工体制

・若手・女性技術者の配置

ロ）企業の高度な技術力

①　技術提案

・コスト削減やリスク軽減

納入後の機器等の維持管理性向上に関する技術提案

・性能・機能

設備の運用前試験に関する技術提案

・特別な安全対策

安全管理への取組みに関する技術提案

・工程短縮

現場施工期間を短縮するための体制や施工方法に関する技術提案

ハ）企業の信頼性・社会性

①　社会貢献度

・工事現場及び現場事務所等における環境への取組み
・障がい者雇用の取組み

３）価格評価点は、入札価格に対する評価点数であり、審査対象基準価格と同額である価格評価基準額を１００点とし、それを下回る場合は0点とする。ただし、開札時における最低入札額が審査対象基準価格を下回る場合に限り、最低入札額を価格評価基準額とする。

４）入札価格と価格以外の技術的要素の総合評価は、入札参加者に付与された技術評価点と価格評価点を合算した評価値をもって行う。

（３）上記（２）２）に係る評価項目の詳細、評価基準の内訳は入札説明書による。

４．入札手続等

（１）担当部署

西日本高速道路株式会社　九州支社　総務企画部　経理課

〒８１２－００１３　福岡県福岡市博多区博多駅東３－１３－１５

電話０９２－２６０－６１１５

（２）入札説明書、図面、仕様書等の交付期間及び方法

①交付期間：平成２９年6月２６日（月）から平成２９年7月２６日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日（以下「休日」という。）を除く）。

②交付方法：入札情報公開システムより、提供する。

https://www.epi-asp.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06E0060006400600

当案件のダウンロードに必要なパスワードは、「174000017」である。

なお、通信環境の不具合等やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない者は、上記交付期間の毎日午前１０時から午後４時まで、上記４.（１）の場所において入手することができる。

（３）申請書等の提出期間、場所及び方法

①提出期間：平成２９年6月２７日（火）から平成２９年7月２６日（水）までの休日を除く毎日午前１０時から午後４時まで。

②提出場所：上記４.（１）に同じ。

③提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、契約責任者に紙入札の届出を行った場合は、紙により持参、郵便（書留郵便に限る。）又は託送（※１）すること。

※１　託送とは、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成１４年法律第９９号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便で書留郵便と同等のものをいう。以下同じ。

④その他

・申請書等と併せて、入札前価格見積方式に関する見積書を提出すること。

・入札前価格見積方式に関する技術確認を行う場合は、申請書等の提出期限以後平成２９年８月２４日（木）までの間を予定している。技術確認は書面、対面又は電話により実施する。

・技術確認の結果、再度、入札前価格見積方式に関する見積書の提出を求める場合がある。

（４）入札書の提出期限、場所及び入札書の提出方法

①提出期限：平成２９年9月８日（金）午前１１時００分まで。（ただし、郵便（書留郵便に限る。）又は託送による入札については、期限までに上記４．（１）へ必着させること。）

②提出場所：上記４．（１）に同じ。

③提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、契約責任者に紙入札の届出を行った場合は、紙により持参、郵便（書留郵便に限る。）又は託送すること。

（５）開札の日時及び場所

①開札日時：平成２９年9月１１日（月）　午後1時３０分

②開札場所：上記４．（１）の2階　２０３会議室

５．その他

（１）契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

（２）入札保証金及び契約保証金

イ）入札保証金　免除

ロ）契約保証金　納付

ただし、金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

（３）入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（４）低入札価格調査

上記３．（１）ただし書きの目的を達するため、本工事においては審査対象基準価格を設定し、評価値が最高である者の入札価格がこれを下回る場合は、入札手続を保留し、当該入札者を対象として低入札価格調査を行う。

（５）契約締結後の技術提案

契約締結後、請負人は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正であると認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。

（６）入札時に工事費内訳書の提出のない者の行った入札は無効とする。提出された工事費内訳書を審査した結果、真摯な見積りを行っていないと認められたときは、その者の行った入札を無効とする場合がある。

（７）入札者の故意又は重大な過失により入札書が無効となった場合は、当該入札者に対し、指名停止の措置を講じることがある。

（８）配置予定技術者の確認

落札者決定後、コリンズ等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、病気、死亡、退職等の極めて特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合の外は、確認資料の記載内容の変更は認められ

ない。

（9）手続における交渉の有無　　無

（１０）契約書作成の要否　　要

（１１）当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無　　無

（１２）関連情報を入手するための照会窓口は、上記４．（１）に同じ。

（１３）一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記２．（２）に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４．（３）により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札時において当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

（１４）紙入札方式による参加を希望する場合の手続

紙入札方式による参加を希望する者は、上記４．（３）①の期限までに、申請書等とともに紙入札方式参加（変更）届出書（電子入札留意事項様式１）を、上記４．（１）に示す場所に持参、郵便（書留郵便に限る。）又は託送により提出しなければならない。

（１５）本件は、電子契約の対象とする。（詳細は入札説明書を参照。）

（１６）詳細は入札説明書による。

以　上